

豊島区物品の買入れその他希望型指名競争入札実施要綱

平成23年3月17日

総務部長決定

改正 令和4年8月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区が発注する物品の買入れその他における希望型指名競争入札の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11から第167条の13及び豊島区契約事務規則（昭和39年豊島区規則第24号。以下「規則」という。）第34条から第38条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品の買入れその他 物品の買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（平成22年4月30日付豊島区告示第117号。以下「告示」という。）別表2に規定された営業種目をいう。
- (2) 希望型指名競争入札 区が行う物品の買入れその他の営業種目に関する契約を受注する能力及び意欲ある業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性及び透明性を確保するため、入札参加を希望する業者の中から参加者を選定して行う入札をいう。
- (3) 資格審査サービス 規則第2条第7項に規定する情報処理システムをいう。
- (4) 電子入札サービス 規則第2条第8項に規定する情報処理システムをいう。
- (5) 入札情報サービス 規則第2条第9項に規定する情報処理システムをいう。
- (6) 電子入札案件 規則第2条第10項に規定する契約案件をいう。
- (7) 事後審査 規則第5条第1項に規定する入札参加資格の一部について、開札後に審査を行うことをいう。

(対象)

第3条 希望型指名競争入札に付することができる物品の買入れその他は、告示別表2に定める営業種目のうち、次の各号に掲げる委託（請負）・その他、物品（動産）の買入れ・売払い等とする。

- (1) 予定価格1,000万円（年間契約（4月から翌年3月までの契約をいう。）は500万円以上）以上の請負・委託契約のうち、建物清掃請負、人的警備・受付請負、設備管理保守請負（消防設備等）、道路公園清掃請負

- (2) 予定価格 1,000 万円以上のプレハブの賃貸借
 - (3) 予定価格 1,000 万円以上の動産の買入れ
 - (4) 予定価格 500 万円以上の動産の売払い
 - (5) その他、豊島区指名業者選定委員会に付議し認められたもの
- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、希望型指名競争入札によらないことができる。

(入札参加資格要件)

第 4 条 希望型指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次の各号のいずれの要件にも該当するものでなければならない。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第 34 条第 1 項で準用する規則第 5 条第 1 項の規定に基づき区長が定める参加資格を有すること。
- (3) 資格審査サービスに登録されていること。
- (4) 規則第 34 条で準用する規則第 7 条の規定に基づき区長が特別に定める参加資格を定めた場合にあっては、当該参加資格を有すること。
- (5) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱(平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定)第 3 条の規定に基づく入札の参加停止措置及び指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱(平成 21 年 3 月 6 日総務部長決定)第 3 条の規定に基づき入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 告示別表 2 に規定する営業種目に応じ、区長が指定する等級区分(ランク)に該当すること。

(地域要件の設定)

第 5 条 区長は、前条第 4 号に規定する特別に定める参加資格として事務所の所在地としての地域要件を定めることができる。

- 2 前項の地域要件として定めは、豊島区物品の買入れその他に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準(平成 22 年 6 月 16 日総務部長決定。以下「区内事業者取扱基準」という。)による。

(区外業者の入札参加)

第 6 条 区長は、区内事業者取扱基準第 2 条第 3 項に定める区内の事業者のうち、区内に本店を有する事業者(以下「区内事業者」という。)又は区内に支店・営業所を有する事業者(以下「準区内事業者」という。)の入札参加者の数が 3 者に満たない場合には、区外事業者(区内事業者及び準区内事業者以外の事業者をいう。)の入札参加を認めるものとする。

- 2 前項の区外事業者の入札参加は、区長の指名による。

(予定価格)

第 7 条 希望型指名競争入札により発注する物品の買入れその他の予定価格は、公表しない。

(入札の公表)

第 8 条 区長は、希望型指名競争入札を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を当該入札期日（電子入札案件にあっては、入札期間の末日をいう。）の前日から起算して 10 日前までに、入札情報サービスに公表する。ただし、急を要する場合においては、その期間を 5 日までに短縮することができる。

- (1) 件名
- (2) 営業種目
- (3) 共同格付
- (3) 履行場所
- (4) 履行期間
- (5) 概要
- (6) 最低入札参加者数
- (7) 再入札回数
- (8) 希望申請受付期間
- (9) 希望申請提出場所
- (10) 開札日時
- (11) 開札場所
- (12) 希望申請要件
- (13) その他必要な事項

(入札参加の申請)

第 9 条 入札参加者が入札参加しようとする場合は、電子入札サービスによりその手続を行うものとする。この場合において案件に応じて指定された提出事項については、所定の電子データ等をもって区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条の対象案件を電子入札案件としない場合は、指定された期日までに所定の書類をもって区長に提出しなければならない。

3 第 3 条の対象案件を事後審査とする場合は、入札参加資格に係る提出事項の一部について、開札後の提出とすることができる。

(入札参加資格審査及び通知)

第 10 条 区長は、前条の入札参加の申請があったときは、遅滞なく、入札参加資格の有無を審査するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）と認定した場合には、前条第 1 項の手続によるものについてはその結果を資格

審査サービスに登録し、同条第 2 項の手続によるものについてはその結果を所定の方法により入札参加者に通知するものとする。

- 3 区長は、第 1 項の審査において入札参加資格を有する申込者の数が少なく、適正かつ公正な競争入札に支障をきたすと判断する場合には、前条第 1 項の手続によるものについては、資格審査サービスに登録された事業者の中から当該入札案件に関し資格を有する者を入札参加資格者として指名し、同条第 2 項の手続によるものについては、所定の方法により資格を有する者を入札参加資格者として指名することができる。
- 4 区長は、第 1 項の入札参加資格の有無の審査後、入札参加の申請をした者又は前項の規定により指名した者に対して速やかに審査の結果を通知するものとする。
- 5 事後審査とする場合は、入札参加資格要件の一部を開札後の審査とすることができる。

(現場説明会)

第 11 条 区長は、入札参加資格者に対しての現場説明会は実施しないものとする。

(仕様書等の取得)

第 12 条 入札参加資格者は、電子入札サービスにより仕様書等を取得しなければならない。

- 2 区長は、入札参加資格者が、前項の規定による仕様書等の取得をしなかったことが判明したときは、入札参加資格の認定を取り消すことができる。

(質疑応答)

第 13 条 仕様書等の内容に関する質疑応答は、電子入札サービスにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件としない場合は、電子メールその他の方法により行うものとする。

(積算内訳書等の提出)

第 14 条 区長は、必要があると認めるときは、入札参加有資格者に対して積算単価内訳書、労働環境確認書等（以下「積算内訳書等」という。）の提出を義務付けることができる。

(入札参加資格の取消し)

第 15 条 区長は、入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札参加の資格を取消すものとする。

- (1) 第 4 条に掲げる要件について不備が生じたとき。
- (2) 第 9 条及び前条の規定により提出された電子データ又は書類に虚偽の記載があ

ったとき。

(入札の方法)

第 16 条 希望型指名競争入札は、電子入札サービスにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件としない場合は、郵送その他の方法により行うものとする。

(入札の無効)

第 17 条 規則第 38 条で準用する規則第 22 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当した入札は、これを無効とする。

(1) 資格審査サービスへの登録時に代理人を設定している場合において、代理人以外の者が行った入札

(2) 区長が積算内訳書等の提出を求めた事案において行った入札で、次のいずれかに該当するもの

ア 区長が指定した積算内訳書等を提出しない場合

イ 白紙の積算内訳書等を提出した場合

ウ 提出された積算内訳書等の項目が区長の指定と異なる場合

エ 積算内訳書等の金額が入札金額と異なる場合

(3) 金額の表示を改ざんし、又は訂正して行った入札

(4) 第 9 条第 3 項及び第 10 条第 5 項に定める開札後の提出資料等が資格要件を満たしていなかった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(参加の辞退)

第 18 条 入札参加予定者は、入札が完了に至るまでは、いつでも当該入札への参加を辞退することができる。

2 入札参加予定者は、入札への参加を辞退したときは、その旨を区長に申出る者とする。

3 前項の規定により入札への参加を辞退した入札参加予定者は、辞退したことを理由として以後の入札等に不利益な取扱いを受けない。

(開札の立会い)

第 19 条 希望型指名競争入札の開札に当たっては、政令第 167 条の 13 で準用する第 167 条の 8 第 1 項の規定により職員を立ち合わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物品の買入れその他を電子入札案件としない場合は、入札参加資格者で入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち 2 者以上を立ち合わせるものとする。ただし、入札参加者が立ち会わない場合は、政令第 167 条の 13 で準用する第 167 条の 8 第 1 項の規定により職員を立ち合わせるものとする。

(入札の回数等)

第 20 条 前条の開札の結果、区の予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき
(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。)は、直ちに再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、原則として 2 回とする。

3 初度の入札に参加した入札参加者のうち、当該入札が第 17 条の規定により無効となった者、又はあらかじめ最低制限価格を設けて行う競争入札において最低制限価格より低い価格の入札を行った者は、再度入札に参加できないものとする。

(入札の中止等)

第 21 条 区長は、入札参加資格者に不正行為があると認められるとき又は公正な入札が執行できないと認められるときは、次の各号に掲げる措置を実施する。

(1) 不正行為があると認められる入札参加資格者を除いた入札の実施

(2) 入札の延期又は中止

(事後審査)

第 22 条 区長は、事後審査の場合、電子入札サービスにより落札の決定を保留する旨及び落札者を事後審査の結果決定する旨を伝えるものとする。また、最低価格提示業者を落札候補者と決定し、第 9 条第 3 項及び第 10 条第 5 項に定める資料を遅滞なく提出させ、審査を行うものとする。

(入札結果)

第 23 条 希望型指名競争入札の落札者には、電子入札サービスにより、落札した旨を伝えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物品の買い入れその他を電子入札案件としない場合は、電話その他の方法により落札した旨を伝えるものとする。

(入札経過の公表)

第 24 条 希望型指名競争入札の経過については、入札情報サービスにより公表を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札サービスによらない場合は、電話その他の方法により落札した旨を伝えるものとする。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 豊島区物品の買入れその他の契約に係る公募型指名競争入札の参加に関する要綱（平成 22 年 10 月 24 日総務部長決定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 25 日から施行する。